

平成22年11月8日

第22回SALA研修会 【事例報告】

紀要の電子化にあたって ～埼玉学園大学の場合～

1

埼玉学園大学・川口短期大学

情報メディアセンター 関矢久美子

目次

1. 埼玉学園大学・川口短期大学
情報メディアセンターの概要について
2. 2大学の対応の違い
3. 埼玉学園大学紀要電子化への歩み
4. 紀要投稿規程の改正
5. 紀要担当部署はどこ？
6. 既巻号執筆者への許諾依頼
7. これからの課題

1. 埼玉学園大学・川口短期大学 情報メディアセンターの概要について

埼玉学園大学
情報メディアセンター
(平成13年4月開学)

川口短期大学
図書館
(昭和62年4月開学)

施設統合

埼玉学園大学・川口短期大学 情報メディアセンター
(平成17年4月)

- <業務内容> 図書館業務および学内ネットワーク管理
- <蔵書数> 約 80,000冊 <座席数> 174席
- <奉仕対象> 約 2100人※学外者含 <開館日数> 245日
- <開館時間> 9:00~21:00 (土曜17:00閉館)
- <職員数> 専任3名 (ネットワーク担当1名、司書2名) 非常勤3名 (昼1、夜2)

《埼玉学園大学》

人間学部 (人間文化学科/子ども発達学科)

経営学部 (経営学科/会計学科)

大学院 (経営学研究科)

《川口短期大学》

こども学科

ビジネス実務学科

2. 2大学の対応の違い

埼玉学園大学紀要

川口短大紀要

規程改正

【大学】平成16年4月

【短大】平成16年7月

事務担当：情報サービス課

事務担当：教務課

- 電子化済み
→第3号までは事後許諾
- HPで全文公開
- CiNiiで公開
創刊号～3号まで全文
4号以降は外部Link登録

- 独自の電子化は
行っていない
- NIIの研究紀要公開支援事業を利用
- CiNiiで全文公開

紀要

- ▶ 第9号(2009.12)
- ▶ 第8号(2008.12)
- ▶ 第7号(2007.12)
- ▶ 第6号(2006.12)
- ▶ 第5号(2005.12)
- ▶ 第4号(2004.12)
- ▶ 第3号(2003.12)
- ▶ 第2号(2002.12)
- ▶ 創刊号(2001.12)

JapanKnowledge

ヨミダス歴史館
Database

聞蔵IIビジュアル

日経BP
記事検索サービス

紀要

- ▶ **第9号(2009.12)**
- ▶ 第8号(2008.12)
- ▶ 第7号(2007.12)
- ▶ 第6号(2006.12)
- ▶ 第5号(2005.12)
- ▶ 第4号(2004.12)
- ▶ 第3号(2003.12)
- ▶ 第2号(2002.12)

紀要

- ▶ 第9号(2009.12)
- ▶ 第8号(2008.12)
- ▶ 第7号(2007.12)
- ▶ 第6号(2006.12)
- ▶ 第5号(2005.12)
- ▶ 第4号(2004.12)
- ▶ 第3号(2003.12)
- ▶ **第2号(2002.12)**
- ▶ 創刊号(2001.12)

JapanKnowledge

ヨミダス歴史館
Database

聞蔵IIビジュアル

日経BP
記事検索サービス

第2号(2002.12)



- ▶ 第2号人間学部篇
- ▶ 第2号経営学部篇

第2号人間学部篇

論文

Study using "Cultural Anthropological - Clinical Psychological approach": Cultural identity formation in Japanese-Indonesian children	鈴木 一代
若者の格闘技志向についての研究	古澤 照幸 小野寺 孝義
異性装から見た男と女(1)	赤阪 俊一
コロンビア ボトムアップへの期待	内田 雄一
「滅びの山を求めて」-裏返し of 聖杯探索-	小路 邦子
「郊外都市」の可能性-埼玉県にみる住民間断層と協働	中村 枝子

3. 埼玉学園大学紀要の電子化への歩み

- 平成12年12月 創刊号発行
- 平成15年10月～ 第4号からの電子化を検討
 - (1) 他機関出版物の参照
 - (2) 他機関HPの参照
 - (3) 大学図書館問題研究会のMLに投稿
 - (4) 他大学図書館職員へ問い合わせ
- 平成16年4月 紀要投稿規程の改正
- 平成16年4月 既刊号執筆者へ許諾依頼
- 平成16年11月 NII「研究紀要公開電子化支援」申請

4. 紀要投稿規程の改正

「著作権」に係わる条文を新設

第8条 著作権に関しては、次のとおり扱う。

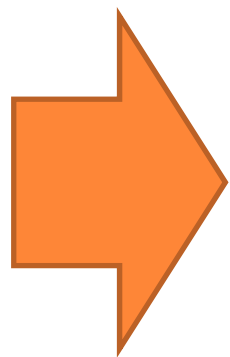
- (1) 紀要委員会が編集発行する紀要の編集著作権は、紀要委員会に帰属する。
- (2) 紀要に掲載された個々の著作物の著作権は、当該著作物の著作権者に帰属する。ただし、複製権、公衆送信権については、その行使を許諾したものとする。
- (3) 紀要に掲載された個々の著作物について、著作権侵害、名誉毀損、またはその他の紛争が生じた場合は、当該著作物の著作権者の責任において処理する。
- (4) 電子化による電子媒体（CD-ROM, WEBページ等）での公開、公表を許諾したものとする。

投稿申請 = 電子媒体での公開も許諾

5. 紀要担当部署はどこ？

大学によって紀要担当部署が異なる

- 図書館
- 学部学科
- 研究所
- その他
 - 総務課
 - 教務課など



図書館員に
聞いても
わからない!!

6. 既刊号執筆者へ許諾依頼

委員長名で全執筆者へ依頼文書を発行

在職者
(専任)

- 教授会にて報告&協力依頼後に配布

在職者
(非常勤)

- メールボックス、自宅郵送等にて配布

退職者

- 現所属を調査
- メール連絡後、郵送

《許諾依頼書》

平成18年4月 21 日

（ 執筆者名 ） 氏

埼玉学園大学
紀要委員長 XXXXXX

埼玉学園大学紀要学次の権利行使の許諾について（依頼）

このたび、請求書の送付に對應し、ご返信、WEB公開等お返事に入れ「埼玉学園大学紀要学次」の発行は行われ、新たに巻の後の最後ページに、次のこととさせていただきます。

- (1) 紀要委員会の編集責任とする紀要の著作権権は、紀要委員長に帰属する。
- (2) 紀要に掲載された刊物の著作権は、当該著作物の著作権者に帰属する。
ただし、複製権、公衆送信権については、権利行使を許諾したものとす。
- (3) 紀要に掲載された刊物の著作権のうち、著作複製権、公衆送信権、実質的な他の権利が主たる場合は、当該著作物の著作権者の責任において行使する。
- (4) 本件許諾による権利（複製権、公衆送信権）の公開、公表を許諾したものとす。

本学では、目次付電子版（ML）が提供される「研究部・クル」への参照、本学ホームページでの公開等（創刊号）より考えております。しかし、この必要とされる場合には、掲載修正に発行されたり身分を異し、著作権者の権利許諾をい必要とあります。

つまり、上記の主旨をご理解いただき、別冊の著作物の複製、公衆送信および電子化による公開に同意して、許諾をいいただき、ご返信ご返信ですが、印刷「著作許諾書」に必要事項を記入いただき、ご返信の上、管轄メディアセンター（担当：石丸）までお届ください。ご返信のしるはります。

《許諾書》

許諾書

平成 年 月 日

【住 所】〒 _____

【所属・席位】 _____ 学部 _____

【執筆者名】 _____ 印 _____

「埼玉学園大学紀要」に掲載されました下記著作物に差し、埼玉学園大学による複製（複製権）、公衆送信（公衆送信権）および、電子化による公開を許諾します。

記

・人間学部篇 創刊号
論文名：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

・人間学部篇 第2号
論文名：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

・人間学部篇 第3号
論文名：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

7. これからの課題（1）

- 冊子体発行を維持するか

予算削減にもなるので、廃止してもよいのではないかとの意見



CD-ROMの配布やHPのみでの公開にする



人の目に触れる機会が減るという懸念
冊子体としての存在意義を訴える意見

7. これからの課題 (2)

- HP内での検索

現在は、掲載巻号や執筆者が分からないと、本文にたどり着けない



ホームページ自体を外部業者のパッケージ内で作成
レイアウト変更は難しい